

令和6年1月16日



告発

公費支出で行われている百条委員会であるが委員会の継続及び中身が正当なものか疑問視するところが多々ある

ひとつにこの調査は地方自治法 100 条の「普通地方公共団体の事務」に該当するのか

ひとつに市民のプライバシーを侵害するものではないのかがあげられる

議会ホームページから会議録を見ると委員長と数名の委員しか発言していない委員長自らが発言し事を進めているようにとれる

委員長は信憑性のない内部告発文書を傍聴人が許可されている場で発言している

委員長は市民の名前を勝手に公表自ら発言している

証人喚問では証人に対し委員長と他一委員が圧力をかけるべく発言をされていてまるで取り調べのように委員会を私物化しているかのようにみえる

かすみがうら市政治倫理条例（政治倫理基準）第3条（8） セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等その他のその地位を利用して嫌がらせをし強制し又は圧力をかける行為及び人権侵害のおそれのある行為をしないことに反している

本来ならば委員長は委員会全体の代表として中立公正な立場を堅持して委員会運営に当たらなくてはならない

議員は事を正しく審議することが求められるものであり本来の姿である

市民の代表者として常に人格と倫理の向上に努めるべき

最後に委員長と他一委員と議会事務局そして大川弁護士とで昼食してるとの目撃もある

百条委員会はすぐにでも解散すべきである

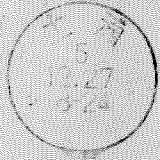
匿名

315-8512

かすみがうら市上土田 461

かすみがうら市役所 議会事務局

百条委員会委員 様



1/4 11:20 受

